

電子メール審議規程

日本自殺総合対策学会定款第 45 条に基づき、電子メール審議に関する規程を定める。

(目的)

第 1 条 本規程は、理事会において、速やかに意思決定を行うため、会議体の開催に代わるものとして、電子メールを利用した審議（以下「電子メール審議」という。）の方法等について定めることを目的とする。

(電子メール審議の決定)

第 2 条 理事長は、理事会を開催するにあたり、電子メール審議により審議を行うかどうかを決定することができる。

- 2 電子メール審議は、原則として、定例理事会以外の理事会に限り行うことができるものとし、定例理事会については、特に必要がある場合を除き、電子メール審議を行うことはできないものとする。

(電子メール審議の方法)

第 3 条 電子メール審議は、原則として、理事全員が参加するメーリングリスト（複数人に対して同時に電子メールを送信できるインターネット上のサービスをいう。）を利用して行うものとする。

- 2 前項のメーリングリストは、事務局が設定する。メーリングリストに登録するメールアドレスは、原則として理事本人の使用するものとするが、理事が個人用のメールアドレスを持っていない又は理事本人が直接メールの送受信ができない等のやむを得ない事情がある場合、理事の属する組織のメールアドレス又は理事の代行者のメールアドレスを登録することができる。この場合、やむを得ない事情の解消後、直ちに、登録したメールアドレスを理事本人のメールアドレスに変更する。

- 3 理事長は、電子メール審議を行うとの決定をした場合、事務局を通じて、電子メール審議を行う旨と定款第 30 条第 2 項に記載された事項のうち、会議の日時及び場所以外の事項を記載した電子メール（以下「審議開始メール」という。）を、メーリングリストに投稿する。

(定足数)

第 4 条 メール審議においては、メーリングリストに参加している者を定款第 32 条第 1 項の出席者として定足数を算定する。なお、各種の理由によりメーリングリストにそもそも参加できない者及び次条に定める電子メール審議の期間にメーリングリストに参加できない事情がある者については、出席者から除外して算定するものとする。

(審議方法)

- 第5条 メール審議における、質問に対する回答、論点及び議論の整理並びに最終的な議案の確定等は全て理事長の権限と責任において行うものとする。なお、理事長は必要があれば、質問に対する回答並びに論点及び議論の整理を、他の参加者に依頼することができる。
- 2 メール審議は、原則として、審議開始メールの投稿された日を含めて3日間を会議の目的及び審議事項に関する質疑応答及び意見聴取のための期間とする。
 - 3 前項の期間を過ぎてなされた質問及び意見については、原則として審議に反映されないものとする。
 - 4 理事長は、上記の期間が経過した後、速やかに、出席者との質疑応答及び出席者からの意見を踏まえて、最終的な議案(以下「確定議案」という。)を確定し、事務局を通じて、確定議案を記載した電子メール(以下「確定議案メール」という。)を、メーリングリストに投稿する。ただし、審議事項に関する議案の内容が論点及び議論の整理をするまでもなく確定されている場合には、理事長は、第2項の期間を経ることなく、審議開始メールに確定議案の内容を記載してメーリングリストに投稿することができる。
 - 5 出席者は、確定議案メール(前項但書に記載された審議開始メールを含む)が投稿された日を含めて3日以内に確定議案に対する賛否に関する電子メールを投稿するものとし、その期間内に賛否を明らかにしない者のうち、2項の質疑応答及び意見聴取期間において賛否を明らかにしていた者についてはそれと同様の意見を投稿したものとして取扱い、同期間において賛否を明らかにしていなかった者及び前項但書に記載された審議開始メールに対する賛否を明らかにしない者については棄権したものとして取り扱う。
 - 6 メール審議においては、確定議案に対して賛成する者が過半数の場合、議案が可決されたものとし、可否同数の場合は、理事長が決定する。

(その他)

- 第6条 様々な事情により、電子メール審議期間中に、理事が一時的にメールの投稿ができない状態となった場合で、学会事務局が電話その他の手段により当該理事の意思を確認できる場合には、学会事務局は当該理事を代行してメーリングリストに投稿することができる。この場合、学会事務局は、当該理事の氏名と当該理事の投稿を代行することを明記して投稿するものとし、当該理事は定足数の算定や議案の可否の決定に際しては出席者として扱う。
- 2 本規程に定めのない事項については、通常の理事会の審議に準じて行うこととし、具体的な対応については、理事長が決定する。

(附則)

- 1 本規程は、2022年5月26日より施行する。

(附則)

- 1 本規程は、2023年10月4日より施行する。